

公 示 送 達 書
公 告

下記の者に係る令和6年度国民健康保険税第2期から第4期、随時分期及び町県民税第3期分督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和6年12月26日



一宮町長 馬淵 昌也

記

住	所	氏 名	備	考
一宮町東浪見4967番地2		池田 大樹		
一宮町東浪見7439番地7	SUNRISE B棟2号	齊藤 梓		
一宮町東浪見159番地8		雨宮 禎		
インドネシア		TEGUH RIYADI		
インドネシア		AHMAD FATONI		
タイ		KHIN AYE LWIN		
ベトナム		PHAN CONG THANH		

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。